

平成30年3月30日

[新規]

[要綱第3号]

石川町地域医療提供体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築を図るため、町内の既存の診療所の改修・改築・増築及び医療機器等の更新（以下「改修等」という。）並びに町内において新たに診療所及び病院（以下「診療所等」という。）の開設を行う、医師又は医療法人の代表者（以下「医師等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (5) 医療機器等 診療のために必要な機械、備品、器具等をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する医師等とする。

- (1) 改修等及び開設（以下「整備等」という。）する診療所等の所在地が町内である者
- (2) 町内において診療所等を継続して10年以上開業する見込みがある者
- (3) 町内に住所を有する又は有する見込みのある者
- (4) 一般社団法人石川郡医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献しようとする者
- (5) 町が行う医療・保健・福祉事業に協力しようとする者
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (7) この要綱による補助金以外の補助金又はこれに類する収入がない者

(交付の要件)

第4条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付することができる。

- (1) この要綱の施行日時点で町内にある診療所が、年齢50歳以下の常勤の医師を増員する際または増員してから3年以内に当該診療所の改修等を行う場合
- (2) この要綱の施行日時点で町内にある診療所を継続するために、年齢50歳

以下の常勤の医師が当該診療所を継承する際または継承してから3年以内に改修等を図る場合

(3) 年齢50歳以下の医師等が診療所等を開設する場合。ただし、開設する診療所等は、在宅療養診療所を除き、1週間当たり5日以上かつ35時間以上診療するものとする。

(4) 町長が公募する特定の診療科を診療する診療所等を開設する場合
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象施設の整備等に係る次に掲げる額とする。ただし、診療所等として一般に必要なとされる機能を有するために必要な範囲内の額に限るものとする。

(1) 建物取得費又は建物工事費のうち、建物売買契約書又は建物建設工事請負契約書に記載された額

(2) 購入した医療機器等の領収書に記載された額
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号による。

(1) 前条第1号と第2号の額を合計した額の2分の1の額(3,000万円を限度。)とする。ただし、第4条第4号に該当する場合は、5,000万円を限度とする。

(2) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前届出書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該申請の前に事前届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、事前届出書は、整備等をしようとする日の6月前までに提出するものとする。

(1) 医師免許の写し及び履歴書

(2) 整備等に係る予算書又は資金の状況を確認できる書類の写し

(3) 補助対象施設に係る配置図、平面図、立面図等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、整備等に着手する前に、交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 整備等に必要と認められる金額が見込まれる資料等の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業の着手)

第10条 前条による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定日から事業に着手することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 8 条に規定する福島県知事への届出書（添付書類を含む。）の写し（開設の場合のみ。）
- (2) 建物売買契約書又は建物建設工事請負契約書の写し（改修、改築、増築、開設の場合）
- (3) 医療機器等売買契約書の写し又は納品書及び請求書の写し（医療機器等の更新の場合）
- (4) 建物取得費及び建物工事費の領収書の写し（改修、改築、増築、開設の場合）
- (5) 医療機器等購入費の領収書の写し（医療機器等の更新の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類
（交付の確定）

第 12 条 町長は、前条の実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否について交付確定通知書（様式第 5 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 補助事業者は、補助金を請求するときは、前条の規定により交付確定通知書を受領した日から起算して 30 日以内に請求書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定及び確定の取消し）

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び確定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、診療所等を 1 年以上休止し、又は 10 年以内に廃止したとき。
- (2) 医師免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (5) この要綱又は規則に違反したとき。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、補助金の交付を受けた者が第 12 条の規定による補助金の額の確定通知の日から起算して 10 年を経過する前に第 3 条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、町内に住所を有した期間、診療を継続した期間又は医師会の加入期間に応じて月割りにより計算するものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

石川町長

所在地
名 称
代表者

印

事前届出書

年度において地域医療提供体制整備事業を実施したいので、石川町地域医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

交付要件 (該当するものに○)	医師の増員・診療所継承・開設・特定診療科開設		
診療所等の名称 (開設の場合は仮称)			
診療科目			
事業計画の内容（事業費及び事業期間は概算で可）			
事業内容、 診療方針等			
所在地 (開設場所)			
事業費内訳	建物購入費（工事費）		万円
	医療機器等購入費		万円
	合 計		万円
事業期間	年 月 日 着工	年 月 日	完成

添付書類

- (1) 医師免許の写し及び履歴書
- (2) 整備等に係る予算書又は資金の状況を確認できる書類の写し
- (3) 補助対象施設に係る配置図、平面図、立面図等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

石川町長

申請者 所在地
 名 称
 代表者

印

交付申請書

年度において、下記のとおり地域医療提供体制整備事業を実施したいので、石川町地域医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

交付要件 (該当するものに○)	医師の増員・診療所継承・開設・特定診療科開設		
診療所等の名称 (開設の場合は仮称)			
診療科目			
事業計画の内容			
事業内容、 診療方針等			
所在地 (開設場所)			
事業費内訳	建物購入費 (工事費)		円
	医療機器等購入費		円
	合 計		円
事業期間	年 月 日 着工	年 月 日	完成
交付申請額	円		

添付書類

- (1) 整備等に必要金額が見込まれる資料等の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第3号（第9条関係）

石川町指令第 号

令達先 所在地
名称
代表者

交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった石川町地域医療提供体制整備事業費の補助について、下記のとおり決定します。

年 月 日

石川町長

記

1 補助金の額 金 円

2 条件

申請者は、石川町補助金等の交付等に関する規則並びに石川町地域医療提供体制整備事業費補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

様式第 4 号（第 11 条関係）

年 月 日

石川町長 様

所在地
名 称
代表者

印

実績報告書

年度において、下記のとおり地域医療提供体制整備事業を実施したので、石川町地域医療提供体制整備事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、その実績を報告します。

記

事業完了年月日	年 月 日
交付決定額	円
実績額	円

添付書類

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 8 条に規定する福島県知事への届出書（添付書類を含む。）の写し（開設の場合のみ。）
- (2) 建物売買契約書又は建物建設工事請負契約書の写し（改修、改築、増築、開設の場合）
- (3) 医療機器等売買契約書の写し又は納品書及び請求書の写し（医療機器等の更新の場合）
- (4) 建物取得費及び建物工事費の領収書の写し（改修、改築、増築、開設の場合）
- (5) 医療機器等購入費の領収書の写し（医療機器等の更新の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号 (第 12 条関係)

年 第 月 号
日

様

石川町長

交付確定通知書

年 月 日付け申請の石川町地域医療提供体制整備事業費補助金に
ついて、下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 金 円

様式第 6 号 (第 13 条関係)

請求書

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた地域医療提供体制整備事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

石川町長

請求者 所在地
名称
氏名

Ⓜ

振込先金融機関	銀行 信用金庫 組合	本店 支店
預金種別	普通預金・当座預金	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		